

# 役員選任総会決議にかかる手続き規程

制定施行 平成 25 年 12 月 7 日

## 第1章 総則

### (目的)

第 1 条 この規定は、公益社団法人岐阜県栄養士会定款第 22 条第 1 項に定める役員の選任にかかる同定款第 13 条第 2 項の総会決議（以下、選任決議という）の手続きについて必要な事項を定め、もって公正かつ適正な選任決議の実施を確保することを目的とする。

### (適用)

第 2 条 この規程は、公益社団法人岐阜県栄養士会定款第 22 条第 1 項の理事の選任決議について適用される。

2 公益社団法人岐阜県栄養士会定款第 13 条第 2 項の監事の選任決議については、その性質に反しない限りにおいて、この規程は適用する。

### (選任決議の実施の管理)

第 3 条 選任決議の実施に関する事務は、役員選任総会決議管理委員会（以下、選任決議管理委員会という）が管理する。

### (選任決議管理委員会)

第 4 条 選任決議管理委員会は、委員 3 名をもって組織する。

2 委員は、理事（立候補者を含む）を除く会員の中から、選任決議の実施告示の 2 か月前までに理事会で推薦のあった者を会長が指名する。

3 委員の任期は 2 年とする。

4 委員長は委員の中から互選する。

5 委員長は選任決議管理委員会を代表し、その事務を総理する。

6 選任決議管理委員会の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

### (選任決議管理委員会の職務)

- 一 選任決議の実施に関する告示
- 二 立候補届及び辞退届の受理
- 三 選挙人名簿の作成
- 四 選任決議実施の立会人の選任
- 五 選任決議案が可決された者の確認
- 六 選任決議を経て理事に選任された者（以下、被選任者という）の確認及び総会への報告
- 七 選任決議にかかる手続きに関する異議の申し立て受理及び決定
- 八 その他選任決議の実施に関する事項

## 第2章 決議権及び被選任権

### (決議権)

第6条 会員は、選任決議の議決権を有する。

(立候補の権利)

第7条 5年以上継続して現に会員であるものは、理事として選任決議を受けるために立候補する権利を有する。

### 第3章 選任決議期日

(選任決議の実施期日)

第8条 役員の任期満了による選任決議は、役員の任期が満了する定時総会で行う。

(公示及び通知)

第9条 選任決議管理委員会は、会員に対し、選任決議の実施期日の50日までに以下の事項を告示しなければならない。

- 一 選任決議を実施すべき役員の種類及び数
- 二 立候補を届け出る期間及び立候補の届け出を行う場所
- 三 選任決議を実施する日時及び場所
- 四 開票の日時及び場所

2 会長は、前項の告示の30日前までに、選任決議の実施日を選任決議管理委員会に通知しなければならない。

### 第4章 選任決議の実施及び開票

(選任決議の方法)

第10条 選任決議は、総会決議により行う。

(選任決議の実施)

第11条 立候補者数が選任すべき理事の数を超えないときでも、選任の可否を問う選任決議を行う。

(選任決議の議決権の行使)

第12条 選任決議の議決権は、所定の議決権用紙に、直接無記名で次項の記載をしたうえ、これを投票箱に入れることをもって行使する。

2 選任決議の権利権の行使は、次の各号の方式をもってこれを行う。

- 一 候補者が定数を超える場合

候補者毎に、議決権用紙の所定欄に、選任を可とするときは○の記号を、選任を不可とするときは×の記号を記載して、同用紙を投票箱に入れる方法

- 二 候補者が定数以内である場合

候補者毎に、議決権用紙の所定欄に、選任を不可とするときは×の記号を記載して、同用紙を投票箱に入れる方法

(選任決議立会人)

第13条 選任決議の実施及び開票の適正を期するため、選任決議立会人を4名置く。

2 選任決議立会人は、選任決議の実施及び開票に立ち会う。

(議決権行使の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する議決権の行使は、その効力を有さない。

- 一 定められた議決権用紙を用いないもの
- 二 定められたもの以外の記号または文字を記入したもの

#### 第4章 立候補及び候補者

(立候補の届け出)

第15条 第7条の権利を行使しようとする者は、第9条第1項第2号の期間の末日までに選任決議管理委員長に届けなければならない。

2 前項の届け出は、所定の様式の立候補届を持参又は郵送して行わなければならない。なお郵送による場合、第9条第1項第2号の期間の末日の消印のあるものは有効とする。

3 第9条第1項第2号の期間は、告示後15日以内とする。但し、補欠選任決議、選任決議を実施した結果選任すべき理事の数に満たなかった場合に行う再選任決議についてはこの限りでない。

(候補者の失格)

第16条 前条第1項の届け出をした者（以下、候補者という）が、次の各号のいずれかに該当するときは失格とする。

- 一 立候補届に不備があるとき
- 二 立候補届の記載内容に虚偽又は不正があるとき
- 三 立候補届が第9条第1項第2号の期間内に行われなかったとき

2 前項により失格した候補者については、その者に対する選任決議を行わない。

(候補者一覧表)

第17条 選任決議管理委員会は、候補者の届け出順に候補者一覧表を作成し、選任決議を実施する期日の15日前までにこれを会員に告示しなければならない。

2 前項の立候補一覧表の告示の方法は、電子公告とする。

3 前項の立候補一覧表には、立候補者の氏名、年齢、所属する職域、立候補者として所信の要旨、推薦等にかかる事項を掲載する。

(推薦委員会)

第18条 本会の理事として適任の候補者を得るために、推薦委員会を置く。

2 推薦委員会は、選任決議管理委員会の委員長及び7名の委員をもって構成する。

3 前項の委員は、各職域事業部から選任する。

4 推薦委員会は、選任決議管理委員会の委員長が議長となる。

5 推薦委員会は次に挙げる職務を行う。

- 一 選任決議手続きの立候補者が選任すべき理事の数に満たさなかった場合、または本会の業務執行の適正さを保つ上で候補者の補充を必要とする場合、不足し、または、必要とする数の候補者を推薦する。

- 二 選任決議手続きの結果、理事の数が選任すべき理事の数に満たなかった場合、不足する数の候補者を推薦する。

## 第5章 規定の変更

第19条 本規定の変更は、理事会の決議をへなければならない。

### 附則

- 1 この規程は平成25年12月7日から施行する。